

東地申
第17号
~その11~

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する団体交渉を行う!

速報!

東京地本は、重大な決意を持って以下の通り、席上にて東京支社に要求!

今まで以上の緊張感と危機感を持つため

破棄条項を加えることを前提とした

36協定の1年間締結を求め!

破棄条項については、一切引かない!

求めた根拠

- ① 一年前、一昨年と労働基準法違反が発生した事を重く受け止め、組合員の命と健康を守り、労働基準法違反を撲滅するために、発覚する労働基準法違反に対して、危機感と緊張感を持って1年間締結とする。その前提は、破棄条項を追加すること。
- ② 定期的な勉強会を開催し、「36協定違反が発生していないか」また「職場毎の超過勤務と休日出勤の平均データ」を基に議論すること。
- ③ 勤務作成者や管理者の負担を考慮し、上野運転区・上野車掌区で発生したロッカー移動に関する賃金不払い等の対立については、別途団体交渉で議論すること。
- ④ 本部・本社間の団体交渉で確認されたように「超過勤務等の実績や実態をリアルタイムに把握しているのは現場長と管理者」であることから、安全衛生委員会の質的向上をめざすこと。

次回交渉については、未定です!